

私立学校情報機器整備費補助金 Q & A

Q 1. 保守費用について、業者からの見積は年間費用で出てきているが、どのように様式 1 に記載すれば良いか。

A 1. 当該年度分のみ按分して記載してください。例えば保守費が 120,000 円 / 年だったとして、事業開始が 9 月からの場合、9 月から 3 月までの 7 カ月分（上記の場合 70,000 円）のみ補助事業経費として申請可能です。

Q 2. 納入予定の機器が廃番・モデルチェンジがある。または、外的な要因（半導体の不足等）により、申請した機器と納品された機器の型番が異なる。必要な手続き如何。

A 2. 金額変更を伴わない、または金額が申請時よりも安価になる場合の機器の変更については、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載するのみで差し支えありません。

金額が申請時よりも高価になる場合の機器の変更についても、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載することに加えて、申請時の 1 台当たりの金額を上限に補助します。そのため、整備台数の見直しや他に整備する機器の見直し等により、補助金総額の範囲内で経費を流用することは認められません。

Q 3. 年度内に補助事業が完了しないことが明らかな事業を申請してよいか。

A 3. 年度内に事業が完了することが前提ではありますが、資材調達の遅れ等、申請後に生じた、やむを得ない事情により、年度内に事業が完了することが困難な場合は、都道府県において、各地方財務局と調整の上、繰越し手続きを行ってください。

Q 4. 三社見積を行ったが、業者ごとに見積内容が異なる。問題ないか。

A 4. 三社見積に当たっては、機器の性能・台数等、学校側が希望する条件を統一した上で行ってください。

Q 5. ショッピングサイトで購入する場合も補助対象となるか。

A 5. ショッピングサイトから直接購入した場合の費用も、補助対象となり得ます。その場合であっても、「入札の内容が分かる書類又は見積書の写し」として、その他のショッピングサイト等で購入した場合（不採択分）の費用がわかる資料をあわせてご提出ください。

Q 6. 「1 人 1 台端末の整備」の判断基準はどのようなものか。

A 6. 一概に申し上げることは困難であり、様々な要因から総合的に判断する必要があります。社会通念に照らして合理性があるかで判断することとなります。

Q 7. 高等学校の 1 人 1 台端末整備は対象とならないのか。

A 7. 本事業では補助対象外です。義務教育段階以外の 1 人 1 台端末については、「私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費」において事業募集を行っております。

Q 8. 端末1台あたりの補助上限額が55,000円ということでしょうか。

A 8. 端末1台あたりの補助対象経費の上限額が55,000円です。

Q 9. 整備する端末に予備機も含めて申請してよいか。

A 9. 予備機も補助対象となりますが、1人1台端末の整備として必要な台数を申請してください。なお、予算額が超過した場合、予備機が認められない場合がありますのでご注意ください。

Q 10. キーボードやタッチペンのみ整備する場合、補助対象となるか。

A 10. 1人1台端末もあわせて整備する場合には補助対象となりますが、キーボードやタッチペンのみを整備する場合は、対象外となります。

以上